

平成 24 年 7 月 25 日

北海学園公開授業

「上田市長と大学生が市政を考える コーケイヤクを考える」

北海道ビルメンテナンス協会の意見

1、協会の入札に関する活動

先ず、私たちの行うビルメンテナンス業を含む建築物維持管理業務にかかる契約金は、ユーザーにとっては「安心して過ごすことのできる快適な環境」を維持・確保するためのコストであると思います。

加えて、最低賃金法をはじめとする労働関係法令は、雇用者と被雇用者のみが対象であり、発注者には、義務も責任も負わされておられません。

ですから、経済状況が悪化すればするほど、ユーザーは、自らのコストの削減を進めるということで、そこには、快適環境の維持・確保のために働く人たちの安全な労働環境や賃金については、考慮されにくいと思います。

このことは、民間であれ官庁関係であれ同じで、そのために、十数年にわたって低価格入札が続いてきているのだと思います。

そこで北海道ビルメンテナンス協会では、この業界で働く人たちの労働環境や賃金とそのステータスの向上のため、公平・公正な入札改善を求めて要望し続けています。

2、協会の札幌市の公契約条例に対する意見

私達は、公契約条例の趣旨については、要望の目的とするところと同じでありますから、十分に理解していますし、反対はしていません。

しかしながら、この度の条例では、賃金が引き上げられる人たちは、対象となった業務で働くごく一部の人たちだけで、同じ仕事をしていても対処外の人たちには、何の恩恵もなく、企業が遵守できない場合は、罰則があります。

同一労働同一賃金の原則が壊され、賃金格差を生じる条例の実施方法では、低価格入札で体力を消耗しきった私たちには、対象となった人たちと対象外の人たちの格差を埋めることは、不可能ですと申し上げているわけです。

仮に、条例が制定されたとした場合、現在は労使協調で業務の遂行がなされていますが、労使ばかりではなく労々間の争議の原因ともなりかねません。

また、賃金引上げに伴う法定福利費等の費用を捻出するため、パートへの切り替えや今以上の労働時間短縮で対応せざるを得なくなりますし、格差縮小のため、対象者の通勤手当等の支給をも見直さざるを得なくなります。

さらに、契約は毎年の入札で行われますので、翌年落札できなかった場合は、雇用の継続は難しくなりますし、他の施設での雇用ができたとしても、その賃金は、対象外の人たちと同水準に引下げざるを得ません。

まさに、この度の公契約条例は、発注者としての責任が曖昧で、事業者に対して細かいルールを押し付ける賃金ルールでしかありません。

対象を限定し、それ以外の負担を会社に求めるような方法では、会社が疲弊するだけで、雇用も確保できないことになりますので、ワーキングプアの解消は難しいと思います。

公契約条例の内容を「札幌市は、入札制度の改善に向けてあらゆる方策を講じるので、それによって増加する売上は、受注企業で働く人たち全員の賃金や労働環境の改善に利用することを契約の履行要件とする。」としていただきたいともお願いしていますが、了解して頂けてはいません。

3、札幌市の入札改善要望等に対する対応

上田市長は、当選1期目（H15.6）から公契約条例の制定を表明しておられましたが、私たちが指摘するまで、対象事業数や対象となる人たちの人数すら十分な実態を把握しておられませんでした。

現在でも、平成22年度分しか把握されていないようです。

入札改善に関する要望にも条例と目的の趣旨を同じくしているにもかかわらず、当選以来8年にわたり、真摯な対応をして頂けませんでした。

条例の公表後、予定価格の積算方法統一の徹底や最低制限か確立の引上げをして頂き、その他の改善要望にもやっと検討して頂けるようになりました。

4、公契約条例に関係する入札改善案について

今年の要望内容と期待できる改善内容は、以下のとおりです。

① 最低制限価格決定に関する積算方法の変更

「建築保全業務労務単価」は国土交通省が毎年、同実態調査により決定している地域における実勢単価でありますことから、直接人件費の最低制限率を 100%とすると、平均的最低制限率は、90%程度となり、落札率も向上することから、各業界の平均賃金の向上および労働環境の改善が期待できます。

② 履行要件・参加要件確認の徹底と厳正な審査の実施

履行要件として、最低賃金をはじめ労働関係法令の遵守を義務付け、厳正に審査することにより、最賃以下の支給の防止や労働環境の改善が期待できます。

以上のことにより、対象を限定し、それ以外の負担を会社に求める条例を制定するまでもなく、目的とするところの趣旨は達成されると思われます。